

## 小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(平成25年3月29日)  
告示第33号

小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年小川町告示第37号）の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、家庭用小型合併処理浄化槽を設置するものに対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和50年小川町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この告示において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 処理槽　処理槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿と生活排水を併せて処理する処理槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、一般社団法人埼玉県処理槽協会で実施する「処理槽機能保証制度」に基づき保証登録されたものをいう。
- (2) 合併処理処理槽　処理槽であって、放流水の総窒素濃度が20mg/L以下又は総磷濃度1mg/L以下の機能を有するものであり、合併処理処理槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛生第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課処理槽対策室長通知）に適合し、かつ、一般社団法人処理槽システム協会が作成する環境配慮型処理槽適合機種・仕様等一覧表に掲載されるものをいう。
- (3) 専用住宅　主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 転換設置　既設単独処理処理槽又は既設くみ取り便槽から合併処理処理槽を設置することをいう。

### (補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。ただし、小川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小川町条例第3

4号) 第2条第5項の規定により定めた公共浄化槽事業の処理区域を除くものとする。

- (1) 埼玉県生活排水処理施設整備構想（令和3年3月策定。以下「構想」という。）で設定されている浄化槽整備区域
- (2) 構想策定後に、小川町が改定した生活排水処理基本計画等において新たに設定した浄化槽整備区域であって、小川町長が知事に通知した区域
- (3) 小川公共下水道全体計画区域であって、事業計画区域を除いた区域（以下「条件付き補助対象区域」という。）  
(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象区域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を転換設置しようとする者に対して、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 販売又は賃貸の目的で合併処理浄化槽を転換設置しようとする者
- (3) 専用住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 公共事業等により、既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り便槽が補償の対象とされる者
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請する者
- (6) 埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱第3条第2号で定める事業の対象となる河川流域又は区域で、合併処理浄化槽を転換設置しようとする者  
(補助金額)

第5条 補助金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出により転換設置する場合 浄化槽本体の設置に要する費用と別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を比較し少ない方の額
- (2) 浄化槽整備区域内で合併処理浄化槽の設置に伴い既設くみ取り便槽の撤去を行う場合 撤去及び処分に要する費用と85,000円を比較し少ない方の額
- (3) 浄化槽整備区域内で合併処理浄化槽の設置に伴い既設単独処理浄化槽の撤

去を行う場合 撤去及び処分に要する費用と 85,000 円を比較し少ない方の額

(4) 净化槽整備区域内で転換設置に伴い合併処理浄化槽に流入させるための配管工事を行う場合 配管工事費と 250,000 円を比較し少ない方の額

2 前項の補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 条件付き補助対象区域に対しては、第 1 項第 1 号のみの適用とする。

(補助金交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事に着手する前に補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 净化槽法第 5 条第 1 項に基づく浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の 1 月 31 日とする。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を調査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付決定しない者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請)

第 8 条 前条第 2 項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けたのち補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 月以内又は当該年度 3 月 15 日

までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 净化槽法第7条に定める法定検査依頼書の写し
- (2) 净化槽維持管理一括契約書の写し（浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し並びに浄化槽法第11条に定める法定検査依頼書の写し）
- (3) 工事施工写真
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告の審査及び現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年小川町告示第39号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度以後の補助金交付申請について適用し、平成25年度の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年小川町告示第57号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の補助金交付申請について適用し、平成27年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年小川町告示第125号）

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年小川町告示第58号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の補助金交付申請について適用し、平成28年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成30年小川町告示第45号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の補助金交付申請について適用し、平成29年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成31年小川町告示第45号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金

交付要綱の規定は、平成31年度以後の補助金交付申請について適用し、平成30年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年小川町告示第61号）  
(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の補助金交付申請について適用し、令和元年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年小川町告示第63号）  
(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の補助金交付申請について適用し、令和2年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年小川町告示第48号）  
(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の補助金交付申請について適用し、令和3年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和5年小川町告示第25号）  
(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の補助金交付申請について適用し、令和4年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和6年小川町告示第55号）  
(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後的小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の補助金交付申請について適用し、令和5年度以前の補助金交付申請については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	360,000円
7人槽	462,000円
10人槽	585,000円

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

年月日

小川町長

宛て

申請者住所

氏名

印

電話

年度において、小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所	小川町		
2 浄化槽の名称 及び形式			
3 浄化槽の入槽			
4 放流先	①河川 ②道路側溝 ③その他( )		
5 住宅の所有者	①本人 ②共有(人) ③その他( )		
6 建物の種類	①一般住宅	延床面積	m <sup>2</sup>
	②併用住宅 (住居部分)	延床面積 m <sup>2</sup>	その他 m <sup>2</sup> )
7 交付申請額	金	円	
8 工事着手予定日			
9 工事完了予定日			

添付書類

裏面のとおり

## 添付書類

- ・浄化槽法第5条第1項に基づく浄化槽設置届出書の写し
- ・設置場所の案内図及び配置図
- ・専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ・工事費等見積り書の写し
- ・浄化槽調書の写し
- ・浄化槽認定シート
- ・浄化槽管理票C票
- ・浄化槽登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・(浄化槽設備士講習終了書の写し)
- ・浄化槽保証登録証
- ・誓約書
- ・浄化槽法定検査依頼書の写し（7条検査）
- ・小川町家庭用小型合併処理浄化槽施工前チェックリスト

様式第2号（第7条第2項関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

年 月 日付けで申請のあった小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり交付します。

1 交付金額 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(2) 承認事項

補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は、廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

ア 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を書面により町長に報告しなければならない。

イ アの報告に基づき町長が必要な指示を与えたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(4) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、書面により、直ちに町長に報告しなければならない。

(5) 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 月以内又は当該年度 3 月 15 日までのいずれか早い日までに、実績報告書を町長に提出しなければならない。

(6) 補助金の額の確定等

町長は、第 9 条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知する。

(7) 補助金の交付等

補助金は、第 10 条の規定による補助金の額の確定後、速やかにその額を交付する。

様式第3号（第7条関係）

補助金不交付決定通知

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

年 月 日付で申請のあった小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

変更承認申請書

年月日

小川町長

宛て

申請者住所

氏名

印

電話

年月日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた  
小川町家庭小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を次のとおり変更したいので、承認願います。

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

理由

様式第5号（第9条関係）

実績報告書

年月日

小川町長宛て

申請者住所

氏名

印

電話

年月日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた  
小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円  
2 事業完了日 年月日

添付書類

- ・浄化槽法第7条に定める法定検査依頼書の写し
- ・浄化槽維持管理一括契約書の写し（浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し並びに浄化槽法第11条に定める法定検査依頼書の写し）
- ・工事施工写真
- ・工事費等の内訳書の写し
- ・領収書の写し
- ・設置場所の案内図及び工事完了後の配置図
- ・小川町家庭用小型合併処理浄化槽施工完了チェックリスト
- ・産業廃棄物管理票（D票及びE票）の写し

様式第6号（第10条関係）

補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

小川町長 印

年 月 日付けで報告のあった小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおりその額を確定したので通知します。

金 円

様式第7号(第11条関係)

補 助 金 交 付 請 求 書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で確定のあった小川  
町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

小川町長 宛て

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電 話

支払いについては、次の預金口座へ振込み依頼いたします。

振込み先金融機関	銀行 信金 農協	支店
預 金 の 種 類	普通	・ 当座
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義		

別 紙

誓 約 書

小川町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定による補助金交付申請にあたり、以下のことを誓約いたします。

1 設置場所が公共下水道計画区域に該当した場合、公共下水道の供用が開始されたときは、異議なく接続いたします。

2 設置した合併浄化槽については、浄化槽法に基づき保守点検、清掃の維持管理を適正に行い、第11条の法定検査を受検いたします。

なお、使用者が変わった場合においても、責任をもって浄化槽法に基づく報告書の提出、施設の適正な維持管理を行います。

3 合併浄化槽からの放流水により、放流先の水路等に悪臭及び水質異常が発生した場合には、速やかに施設改善の処理を行います。

なお、改善を行わない場合には、放流を停止されても異議ないことを申し添えます。

年 月 日

小川町長

宛て

住 所

申請者

氏 名

印